

行政視察報告書（調査研究費）

令和 6 年 1 1 月 1 2 日

長久手市議会議長
木村さゆり 様

長久手市議会議員 山田かずひこ

政務活動費を充てることができる経費の範囲の運用指針により次のとおり届け出ます。

年 月 日	令和 6 年 1 1 月 7 日（木） 1 日間
視 察 先	（行程表は別表のとおり）
成 果	（三重県員弁郡東員町 行政視察報告書の通り）
経 費	金 1, 6 3 3 円（政務活動費対象経費） 金 3, 8 9 8 円（全体経費） （明細は別添のとおり）
提 出 資 料	○視察先資料 ○領収書の写し ○ガソリン代支出記録、ルート表、ガソリン代領収書添付書（車で行った場合に限る。）

※行政視察を実施した後は議長に 1 カ月以内に提出するものとする。ただし、1 カ月以内が翌年度の 4 月 2 0 日を経過する場合は 2 0 日までとする。

○経費明細

【全体経費】 3, 8 9 8 円

・交通費 ガソリン代 9 9 2 円
 往復高速代 5, 5 4 0 円

	計	6, 5 3 2 円	} 会派4人で同行したため、 1人あたり2, 5 7 8 円
・手土産代		3, 7 8 0 円	
・昼食代（かつ膳定食）		1, 3 2 0 円	

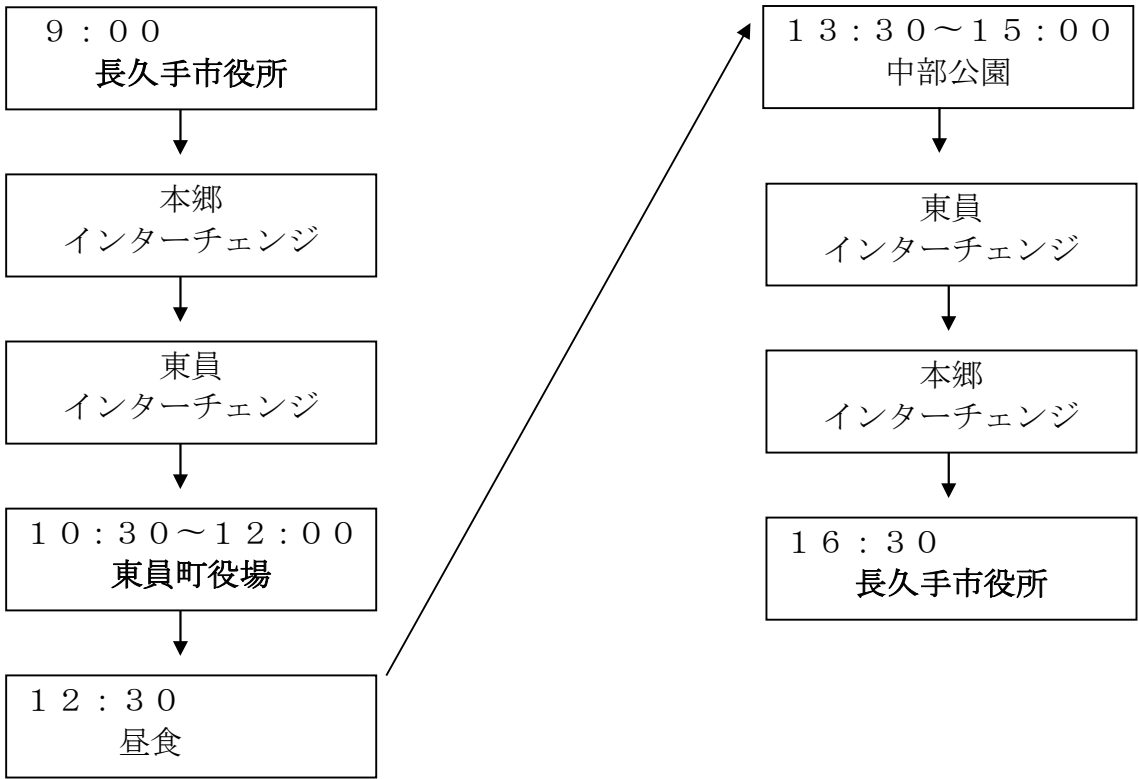
【政務活動費対象経費】 1, 6 3 3 円

・交通費 ※会派4人で1台の自家用車に同乗
 6, 5 3 2 円 ÷ 4 = 1, 6 3 3 円
 → 1, 6 3 3 円 / 1人

別添 1

ルート表

年月日	令和6年11月7日（木）1日間
種 別	自家用車・ レンタカー



有料道路代
（本郷 I C）→（名古屋南 J C T）→（四日市 J C T）→（東員 I C） 2, 6 7 0 円
（東員 I C）→（四日市 J C T）→（名古屋西 J C T）→（高針 J C T）→ （本郷 I C） 2, 8 7 0 円
合計 5, 5 4 0 円

※車を使用した場合に記載すること。
※□内には目的地、主な経由地、高速道路インターチェンジ名を記載すること。

長久手市議会議長
木村さゆり 殿

令和6年11月12日

行政視察報告書

長久手市議会議員 山田かずひこ

〔日 程〕 令和6年11月7日（木）

〔視察先〕 三重県員弁郡東員町

〔視察目的〕

○福祉について

東員町が行っている障がい者就労支援事業について調査する。

〔感想・所見〕

東員町では、重度の障がい者も働けるとの思いから、町長とカツダさんと平成27年度より雇用を求めて企業回りを行っている。

平成28年度からは、町長・カツダさん（プラスチック容器のパックをリサイクルするエフピコダックス㈱社長）・特別支援学校・町内企業・ハローワーク所長・社会福祉法人いずみと障がい者とで一般就労対策会議を行い、それぞれの課題について話し合いを行っている。

令和4年度には、「障⇄障継承プログラム」を立ち上げ8社協賛企業として関わるようになった。

そのため、障がい者の「はたらく」をサポートするために、30万円の予算を令和5年度より予算を大幅に増額し、130万円の予算とした。

事業内容として、イモ堀、就労マルシェ、エフピコダックス講演会、宇治市就労放課後デイサービス、学校・企業訪問を行っている。

また、令和6年度より国による支援「地域活性化企業人制度」を活用し、京都府の企業と協定書を結び、障がい者の就労に関する「相談業務」「就労サポート」などの取り組みを行っている。

この「地域活性化企業人制度」とは、三大都市圏に所在する企業と地方圏の地方自治体が、協定書に基づき、社員を地方自治体に一定期間（6ヶ月から3年）派遣し、地方自治体が取り組む地域課題に対し、社員の専門的なノウハウや知見を活かしながら即戦力人材として業務に従事することで、地域活性化を図る取り組みである。

東員町はこの「地域活性化企業人制度」活用により、障がい者就労連携事業を行っているが、本市がこれから取り組んでいく観光事業、こども施策などさまざまな取り組みに活用できる制度であり、本市にも有益であると思うが、残念ながら、本市の場合、条件的に地域活性化企業人制度活用対象外の自治体である。

